

北茨城市ホームページリニューアル及び保守・運用管理業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和8年 7月21日

北茨城市

目 次

第1	概要等	1
第2	参加資格	2
第3	プロポーザル実施スケジュール	2
第4	プロポーザルへの参加申込・企画提案書提出	3
第5	留意事項	4

第1 概要等

1 目的

北茨城市（以下、「市」という。）は、北茨城市ホームページリニューアル及び保守・運用管理業務（以下、「本業務」という。）について、公募型プロポーザル方式により受託する事業者を選定する。

2 業務概要

(1) 業務名

北茨城市ホームページリニューアル及び保守・運用管理業務委託

(2) 業務内容

別紙、仕様書のとおり

(3) 委託期間

リニューアル：契約締結日から令和9年3月31日まで

保守・運用管理：令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

(4) 見積限度額（消費税及び地方消費税を含む）

リニューアル：6,156,000円

保守・運用管理：8,880,000円（5年総額）

※ 上記の金額には、消費税及び地方消費税は含むものとする。

※ 上記を超過した金額の見積書を提出した場合は無効とする。

3 委託契約の方法等

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約の選定方法

公募型プロポーザル方式

(3) 上記方式を採用する理由

今回のリニューアルでは、「見やすく、分かりやすく、探しやすく、使いやすい」サイトを目指しており、これを実現するためには、高度なデザイン性や最新の技術知見、及び効率的な管理・運用体制の提案が不可欠である。

事業者の持つノウハウを最大限に活用し、最も優れた提案者を選定するため、公募型プロポーザル方式を実施する。

(4) 契約方法を随意契約とする根拠

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号

4 担当部局

北茨城市 市長公室まちづくり協働課 広報広聴係

〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地

電話 0293-43-1111（内線191）

電子メールアドレス machikyo@city.kitaibaraki.lg.jp

第2 参加資格

次の要件を全て満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定による入札参加の制限を受けていない者。
- 2 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でない者。
- 3 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でない者。
- 4 国税及び地方税に滞納がない者。
- 5 北茨城市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第1号又は同条第3号の規定に該当しない者。
- 6 令和7・8年度北茨城市物品調達及び委託業務等入札参加資格者名簿に登載されている者又は別に定める必要書類を提出し、本プロポーザルに参加を認められた者。
- 7 過去5年以内に行政機関において、CMSの導入を前提とするホームページの稼働実績があり、現在も保守・運用管理業務を継続して契約している実績がある者。

第3 プロポーザル実施スケジュール

内容	日程
公募開始	令和8年 7月21日（火）
参加申込書の提出期限	令和8年 7月29日（水）17時まで（必着）
参加資格の結果通知	令和8年 7月31日（金）（予定）
企画提案書の提出期限	令和8年 8月中旬（予定）
プレゼンテーション審査	令和8年 8月下旬（予定）
審査結果通知	令和8年 9月上旬（予定）※参加者に個別に通知

第4 プロポーザルへの参加申込・企画提案書提出

1 提出方法

次の書類を作成し、必要部数を揃えて期限までに郵送で提出すること。※持参不可

番号	名称（様式番号）	部数
1	参加申込書（様式第1号）	1
2	参加資格確認書（様式第2号）	1
3	会社概要書（様式第3号）	1
4	業務実績報告書（様式第4号）	1

2 提出期限

- (1) 参加申込書及び参加資格確認書類
令和8年7月29日（水）17時まで（必着）
- (2) 企画提案書及び見積書
参加資格の確認結果通知の際に、別途指定する。

3 提出先

第1 4に同じ

※ 封筒等に「北茨城市ホームページリニューアル及び保守・運用管理業務委託に係る公募型プロポーザル参加申込書等在中」と朱書きすること。

※ 書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

4 参加資格の確認

市は、提出された書類が本要領で定める参加資格に係る要件を満たしているかを確認し、その結果を参加申込者に通知する。

通知予定日 令和8年7月31日（金）付け文書

あわせて、参加資格を認められた者に対し、以下の情報を個別に通知する。

- (1) 企画提案書及び見積書の提出期限・提出方法
- (2) プレゼンテーション審査の詳細（日時・場所等）

5 参加者が多数の場合の選定について

参加申込者が5者以上の場合は、過去の業務実績等を審査し、上位4者をプレゼンテーション審査の対象とする場合がある。選定の結果については、上記4の通知と併せて連絡する。

6 参加申込者が1者のみの場合の取り扱いについて

参加申込者が1者のみの場合であっても、本プロポーザルを実施するものとする。
ただし、審査の結果、得点が市の定める基準に達しない場合は、受託候補者として特定しないものとする。

7 本業務に関する質疑について

- (1) 本業務の内容および企画提案書の作成に関する質疑については、参加資格の確認結果通知（7月31日予定）以降に、参加資格を認められた者から受け付けるものとする。
- (2) 質疑に対する回答は、公平を期するため、参加資格を認められた者全員に対し、電子メール等により通知する。

第5 留意事項

1 実施要領等の承諾

事業者は、参加申込書の提出をもって、本要領及び仕様書に記載された内容及び条件等をすべて承諾したものとみなす。

2 提出書類の取り扱い

- (1) 提出後の修正等は認めない。ただし、市が内容に疑義等があると判断し、補正又は内容追加等（内容の補強は含まない。）を求めたときは、この限りではない。
- (2) 提出された書類（電子媒体を含む）は、選定を行う作業に必要な範囲において、市が複製を作成することがある。
- (3) 提出された書類は返却しない。

3 費用の負担

本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

4 無効となる参加申込書、提案書等

参加申込書、提案書等が次の条件に一つ以上該当する場合は無効とする。

- (1) 提出の方法や提出された日等が、本要領の定めと合致しないもの。
- (2) 本要領で指定する様式以外を使用したもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。

5 秘密の保持

参加者は、業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約期間の終了又は解除後も同様とする。

6 営業活動の禁止

事業者は、公募開始の日から最優秀提案者等の選定が終了するまでの間、審査委員会の委員及び市職員に対して営業活動を行うことはできない。

7 選定結果の非公表について

本プロポーザルの選定の経過、各提案者の評価得点、および審査委員の具体的な評価内容については、非公表とする。また、選定結果に対する異議申し立ては一切受け付けないものとする。